

水道維持管理委託契約書

6、協議
1) 此の契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

上記の証として本書2通を作成し各自1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

阿智村園原簡易水道施設の維持管理に関し委託者阿智村長 岡庭一雄 を甲とし、受託者阿智村智里 園原簡易水道組合 代表 熊谷 操 を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

1、委託業務の内容

阿智村簡易水道維持管理マニュアルに基づく管理。

- 1) 管理者は、常時安全でかつ清浄な水を必要だけ供給するため毎日施設を巡回し、水質、水量、配水、給水、消毒(残留塩素)等の状況を最善な状態に管理する。
- 2) 水源・配水池・減圧槽・管理道路等の草刈や清掃等を実施し、施設環境の衛生保全に努める。
- 3) 水道管路は、漏水等に注意し発見したときは水道係へ連絡をする。
- 4) この外、緊急な作業のある時は甲の要請により出役する。

2、委託業務の期間

- 1) 委託業務の期間は、平成23年4月1日より平成28年3月31日までとする。
- 2) 但し、期間終了一月前までに甲乙何れかが契約更改の申し出がない場合は、同一条件にて契約を更新したものとみなす。

3、委託業務の金額

- 1) 委託業務の金額は、年額525千円(施設管理費360千円+管理補償費165千円)とする。
- 2) 支払方法については甲乙協議のうえ決定する。

4、委託業務に必要な物品

- 1) 委託業務に必要な道具(スコップ、ジョレン、カマ)等については甲が費す。
- 2) 作業現場への燃料代及び通勤費は乙の負担とする。

5、業務報告

- 1) 乙は、維持管理記録に記載し、甲の求めにより提出する。



甲 阿智村長 岡庭一雄



乙 阿智村智里 3520番地1
園原簡易水道組合
代表 熊谷 操